

高齢者・障がい者虐待防止対応事務に関する実施要領

長野県弁護士会と公益社団法人長野県社会福祉士会は、平成28年4月、共同して「長野県高齢者・障がい者虐待対応専門職チーム」を設置した。同専門職チームにおいて、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」及び「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、高齢者・障がい者に対する虐待への対応を中心とした長野県内における地方公共団体、地域包括支援センター及び市町村障がい者虐待防止センターの権利擁護業務への支援を行うに際し、以下のとおりその実施のための要領を定める。

なお、以下、委託者（地方公共団体、地域包括支援センター、障がい者虐待防止センター）を甲、共同受託者・長野県弁護士会を乙、共同受託者・公益社団法人長野県社会福祉士会を丙という。

（高齢者・障がい者虐待対応専門職チームの編成）

第1 乙丙は、高齢者・障がい者虐待に精通した会員によって「長野県高齢者・障がい者虐待対応専門職チーム」（以下、「虐待対応専門職チーム」という。）を編成し、この虐待対応専門職チームに登録された乙丙の会員（弁護士・社会福祉士）（以下、「チーム登録者」という。）によって受託事務を実施する。

2 チーム登録者は、乙と丙がそれぞれ人選して、共同にて編成するものとする。

（虐待対応専門職チームの業務受付窓口）

第2 虐待対応専門職チームの業務受付窓口は、次のとおりとする。

住所：〒380-0836 長野県長野市南県町 685 番地 2 長野県食糧会館 6 階

電話：026-266-0294

FAX：026-266-0339

2 虐待対応専門職チームの事務は、丙の事務局及びチーム登録者が行うものとする。

（事務実施の申込方法）

第3 甲が乙丙に対し具体的事案について「高齢者・障がい者虐待防止対応事務に関する委託契約書」第2条記載の事務の実施を要請する場合は、甲は前条の業務受付窓口申し込むものとする。

（担当チームの選任と事務連絡）

第4 虐待対応専門職チームが甲から事務の実施を要請されたときは、虐待対応専門職チームは速やかに、チーム登録者の中から、弁護士1名及び社会福祉士1名からなる当該案件の担当者2名（以下、この当該具体的案件に対応する担当者2名を「担当チーム」という。）を選任する。

2 虐待対応専門職チームによる担当チームの人選については、事案の性質や地域等をふまえて行うものとする。

3 担当チームが選任されたときは、虐待対応専門職チームは、速やかにその旨当該担当チーム及び業務受付窓口連絡して当該事案の情報を伝えるとともに、甲に対しても、業務受付窓口から当該事案の担当チームの氏名・連絡先などを連絡するものとする。

（担当チームの選任後の事務実施方法）

第5 担当チームが選任され、虐待対応専門職チームによって前条の甲及び担当チームに対

する連絡が終了した後は、担当チームが、甲との間で相互に情報を交換し、連絡を密に取り合い、当該事案に関する委託事務を遂行するものとする。

(担当チームの対応方法)

第6 担当チームの甲への対応は、担当チームと甲が協議をしながら、担当チームは事実や対応経過等の報告を踏まえ、互いに専門知識を活かし次に掲げることを行う。

- (1) 地方公共団体、地域包括支援センター及び障がい者虐待防止センターが当該事案に関して検討する判断会議及び虐待対応ケース検討会議への出席・助言
- (2) 事例検証会議への出席・助言
- (3) 研修講師に関する要請
- (4) その他、長野県内の高齢者・障がい者虐待対応促進に必要な活動

(担当チームの報告)

第7 担当チームが当該案件に関して行った甲への対応内容は、チーム登録者若干名で構成する「運営管理委員会」に報告し、対応内容の適切性に関して「運営管理委員会」または当該委員会が委託したチーム登録者による継続的なチェックや助言を受けるものとする。

2 「運営管理委員会」は、以下の内部業務を行う。

- (1) 担当チームからの個別案件の報告受領、チェック及び担当チームへの助言
- (2) 担当チームの人選及び配転の調整
- (3) チーム登録者の募集とチーム登録者名簿の管理
- (4) チーム登録者に対する研修等の立案と実施
- (5) 契約地方公共団体等の依頼に基づく高齢者・障がい者虐待等に関する研修等の立案と実施
- (6) その他関連する業務

(担当チームの事務の終了)

第8 甲または担当チームは、当該事案の対応を終了し、報告書に対応内容を運営管理委員会に報告した時点をもって事務を終了するものとする。

2 当該事案に関する事務の実施が終了したときは、担当チームは、速やかに、その旨、運営管理委員会に報告しなければならない。

(守秘義務)

第9 虐待対応専門職チームは、業務上知り得た秘密は、各専門職規定に基づく取り扱いをする善良なる管理者の注意を持ってこれを管理するものとし、これを他に漏洩してはならず、これは虐待対応専門職チーム構成員を退いた後も同様とする。

(個人情報の保護)

第10 虐待対応専門職チームは、本契約による事務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別途定める「高齢者・障がい者虐待防止対応事務に関する個人情報取扱要領」を守らなければならない。

附 則

- 1 この要領は、平成26年5月11日から施行する。
- 2 この要領は、平成28年4月 1日から施行する。